

青谷地域にぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青谷地域にぎわい創出事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、青谷地域にぎわい創出事業の実施に要する経費を補助することにより、円滑な事業の運営と、本市の地域活性の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 青谷因州和紙産地強化事業 因州和紙の伝承や和紙の魅力をPRする事業
- (2) 青谷ようこそ市場事業 まちなか周遊による賑わいの創出を目指す事業
- (3) 青谷上寺地遺跡利活用推進事業 青谷上寺地遺跡を利活用し、地域の魅力づくりと情報発信により地域の活性化を図る事業

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する青谷地域にぎわい創出実行委員会とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費の額（協賛金、負担金等の特定財源により充当されるもの及び食糧費の額を控除したもの。）（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。

以下同じ。)を除く。)に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。
- 4 市長は前項による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(概算払い)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20

日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第10条関係）

青谷地域にぎわい創出事業 事業計画（報告）書

1 事業の目的（大会趣旨等）

2 事業の内容

①青谷因州和紙産地強化事業

②青谷ようこそ市場事業

③青谷上寺地遺跡利活用推進事業

3 消費税の取扱い(いずれか該当するものに○をする)

- ・一般課税事業者
- ・簡易課税事業者
- ・免税事業者
- ・特定収入割合が5%を超えている公益法人等
- ・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

様式第 2 号（第 6 条、第 1 0 条関係）

青谷地域にぎわい創出事業収支予算(決算)書

収入の部

(単位:円)

科目	金額	摘要
市補助金		
計		

支出の部

項	科目	金額	摘要
青谷因州和紙産地強化事業			
青谷ようこそ市場事業			
青谷上寺地遺跡利活用推進事業			
計			

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

連絡先

年度 青谷地域にぎわい創出事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった青谷地域にぎわい創出事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）